



島根県報

平成21年3月31日（火）

号外第72号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

母子家庭応急融通資金貸付要綱の一部改正

（青少年家庭課） 2

告 示

島根県告示第258号

母子家庭応急融通資金貸付要綱（昭和30年島根県告示第303号）の一部を次のように改正する。

平成21年 3 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第7条見出し中「及び進達」を削り、同条第1項中「当該市町村を管轄する福祉事務所長」を「知事」に改め、同条第2項を削る。

第15条中「及び当該市町村を管轄する福祉事務所長」を削る。

附 則

この告示は、平成21年 4 月 1 日から施行する。